

令和3年度の報告に関する結果の修正（令和8年4月更新）

令和3年度の結果に数字の修正がありましたので、以下のとおり修正いたします。（修正箇所は赤字）

1. 令和3年度水銀等の貯蔵に関する報告の集計結果¹

（1）報告を行った事業所数・物質ごとの報告件数及び年度末貯蔵量

水銀等の貯蔵に関する報告を行った事業所は全国で64事業所でした。水銀等の種類別の内訳は、水銀の貯蔵に関する報告が計59件、硫化水銀の貯蔵に関する報告が計6件でした。そのうち水銀及び硫化水銀の両方を貯蔵していると報告した事業所が1事業所ありました。その他の水銀等（塩化第一水銀、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物）の貯蔵に関する報告はありませんでした。

令和3年度の年度末時点で貯蔵されていた水銀は計106,812 kg、硫化水銀は計1,400 kgでした（合計108,213 kg）。

水銀等の貯蔵に関する報告件数及び年度末貯蔵量の平成29年度報告からの推移は、図2及び図3のとおりです。

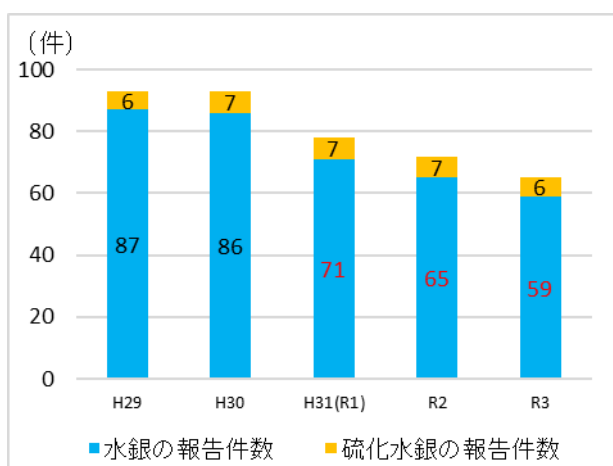


図2 水銀等の貯蔵に関する報告件数の推移

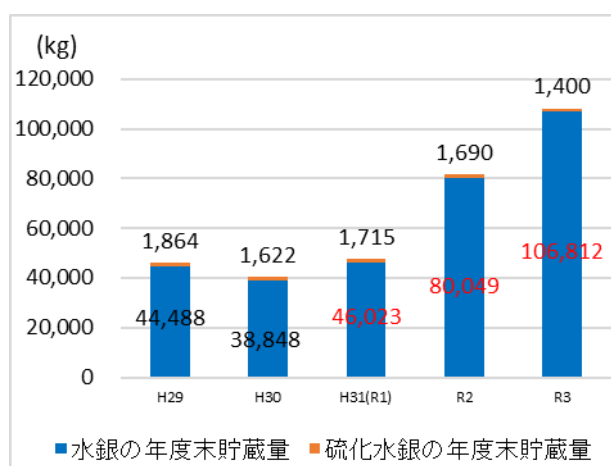


図3 水銀等の貯蔵に関する年度末貯蔵量の推移

（2）報告を行った事業所の属性別・目的別の報告件数及び年度末貯蔵量

水銀等の貯蔵に関する報告を行った事業所のうち、自らにおいて水銀等を使用している事業所（使用者）からの報告件数は計47件（72%）、年度末貯蔵量は計5,600 kg（5%）でした。また、水銀等の販売・卸売を行っている事業所（販売者²）からの報告件数は計18件（28%）、年度末貯蔵量は計102,612 kg（95%）でした。販売者のうち、水銀及び硫化水銀の両方を貯蔵していると

¹ 各数値は各事業所からの報告値（小数点以下を含む）を元に四捨五入を行っております。そのため、表示されている数値の単純合算と合計値が一致しない場合があります。

² 販売者かつ使用者である事業所は「販売者」に振り分けています。令和4年度においては、販売者かつ使用者である事業所は、6事業所でした。

報告した事業所が1事業所ありました。

属性別報告件数及び年度末貯蔵量に関する平成29年度報告からの推移は、図4及び図5のとおりです。

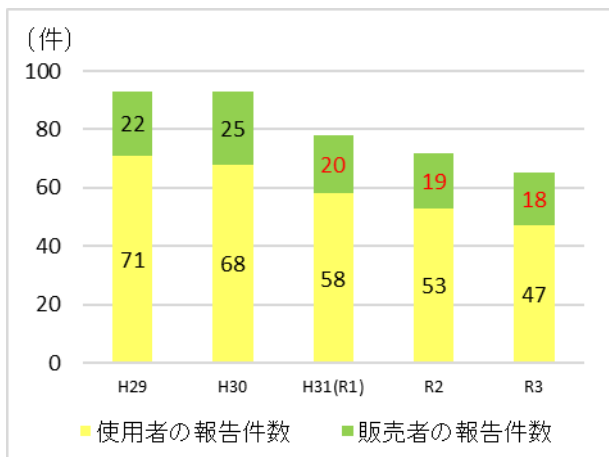


図4 貯蔵に関する報告を行った事業所の属性別の報告件数

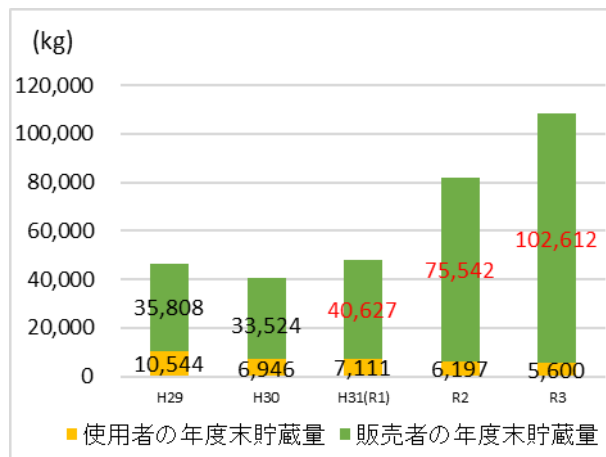


図5 貯蔵に関する報告を行った事業所の属性別の年度末貯蔵量

水銀等の使用者の貯蔵の目的は、「灯台（水銀槽式回転機械補充用）」、「計量分析及び研究・調査」（令和2年度報告から名称を変更しております）、「製品製造」、「その他」に分類されます。水銀の使用者の、貯蔵の目的別の報告件数及び年度末貯蔵量は表1のとおりです。

表1 【水銀等の使用者】貯蔵の目的別の報告件数及び年度末貯蔵量（令和3年度）

貯蔵の目的	灯台	計量分析及び研究・調査	製品製造	その他	合計
報告件数 (件)	27 (57 %)	11 (23 %)	6 (13 %)	3 (6 %)	47 (100 %)
年度末貯蔵量 (kg)	2,530 (45 %)	2,084 (37 %)	362 (6 %)	624 (11 %)	5,600 (100 %)

注：貯蔵量及びパーセンテージの合算値は四捨五入の関係で合計値と異なる場合があります。

貯蔵の目的別の報告件数及び年度末貯蔵量に関する平成29年度報告からの推移は、図6及び図7のとおりです。

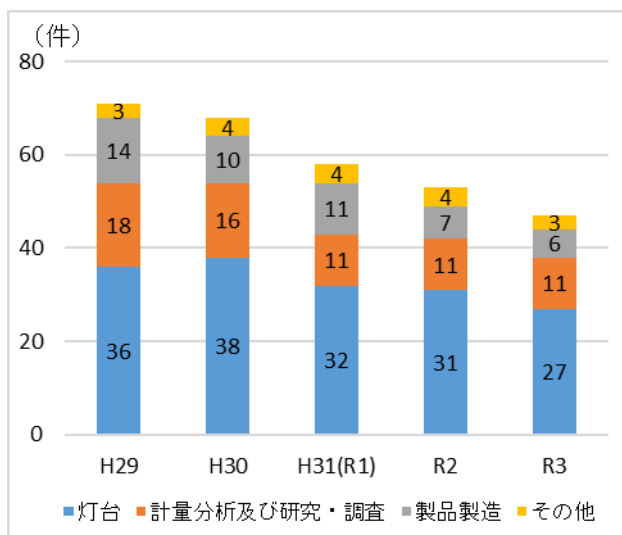


図6 貯蔵の目的別報告件数
(水銀等の使用者)

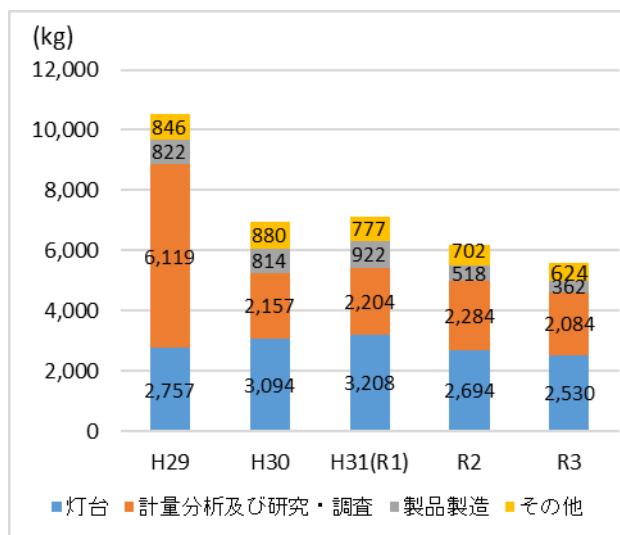


図7 貯蔵の目的別年度末貯蔵量
(水銀等の使用者)

(3) 廃棄物となった量

令和3年度の報告対象期間内に廃棄物となった水銀の量は計396 kg、硫化水銀の量は計0 kgでした。また、廃棄物となった水銀の、廃棄物となる前の貯蔵の目的別の内訳は表2のとおりです。

表2 報告対象期間内に廃棄物となった水銀の量 (令和3年度)

貯蔵の目的	販売	灯台	計量分析及び研究・調査	製品製造	その他	合計
報告件数 (件)	1 (13 %)	2 (25 %)	2 (25 %)	2 (25 %)	1 (13 %)	8 (100 %)
廃棄物となった量 (kg)	7 (2 %)	164 (41 %)	5 (1 %)	143 (36 %)	78 (20 %)	396 (100 %)

注：貯蔵量及びパーセンテージの合算値は四捨五入の関係で合計値と異なる場合があります。

(4) 「指針に基づき実施した取組等」の実施状況

水銀等貯蔵者は指針に基づき水銀等を環境上適正に貯蔵するための措置をとることが求められているため、貯蔵に関する報告においては、当該取組についても報告することとされています。水銀等の貯蔵に関する環境汚染防止措置 (別紙参照) の報告件数は図8のとおりです。

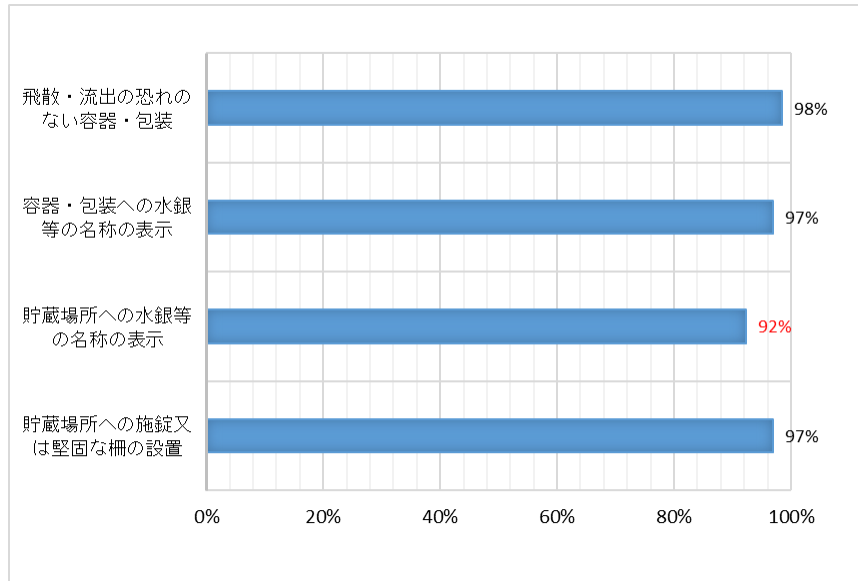


図 8 水銀等の貯蔵に関する環境汚染防止措置の報告件数（令和 3 年度）（n=65）

なお、指針では、水銀等の貯蔵を他者に委託する際に、貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を相手方（委託先）に提供することとされています。令和 3 年度の報告において、他者に水銀等の貯蔵の委託を行ったと報告した事業所が 1 事業所あり、相手方に対する情報提供を適切に行っていることを確認しました。

その他の環境汚染防止措置として、例えば、以下のような取組が実施されていました。

- 社内研修（5 件）
- 水銀等の貯蔵に関する手順書等の作成（4 件）
- 安全データシート（SDS）作成（2 件）
- 定期点検（2 件）
- リスクアセスメントの実施（2 件）

(別紙) 水銀等貯蔵者に求められる環境汚染防止措置

1. 水銀等の容器又は包装は、水銀等が飛散し、又は流出するおそれのないものとする。
2. 水銀等の容器又は包装に、水銀等の名称（水銀等の混合物（辰砂を除く。）にあつては、水銀等の名称及び含有量）を表示すること。
3. 水銀等を貯蔵する場所に、水銀等の名称を表示すること。
4. 水銀等を貯蔵する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
5. 水銀等を貯蔵する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。
6. 水銀等の貯蔵を他の者に委託するときは、その相手方に対し、その貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を提供すること。

(出典：水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針)

2. 令和3年度水銀含有再生資源の管理に関する報告の集計結果

(1) 報告を行った事業所数、種類別の報告件数及び年度末管理量

水銀含有再生資源の管理に関する報告を行った事業所は全国で 200 事業所でした。また、報告された水銀含有再生資源の種類としては「非鉄金属製錬スラッジ」、「歯科用アマルガム¹」、「分析用途で使用された水銀」、「製品から回収された水銀」、「酸化銀電池」等がありました。

水銀含有再生資源の報告件数は計 202 件、年度末時点で管理されていた水銀含有再生資源の量（図1 ⑧年度末に管理していた量：年度末管理量）は計 357,334 kg（湿重量）及び計 142 kg（乾重量）でした。水銀含有再生資源の種類別の内訳は、表1のとおりです。

なお、事業所によって複数種類の水銀含有再生資源を管理している場合があるため、報告を行った事業所数と、水銀含有再生資源の種類別の報告件数の合算値は異なっています。

表1 水銀含有再生資源の管理に関する種類別の報告件数及び年度末における管理量（令和3年度）

		非鉄金属 製錬スラッジ	歯科用 アマルガム	分析用途で使 用された水銀	製品から回収 された水銀	酸化銀 電池	その他	合計
報告件数（件）		14 (7%)	145 (72%)	23 (11%)	6 (3%)	11 (5%)	3 (1%)	202 (100%)
年度末 管理量 (kg)	湿重量	354,722	135	152	230	845	1,250	357,334
	乾重量	—	—	58	—	83	—	142

注：管理量及びパーセンテージの合算値は四捨五入の関係で合計と異なる場合があります。

水銀含有再生資源の種類別報告件数及び年度末管理量に関する平成29年度報告からの推移は、図2～図7のとおりです。

¹ 歯科用アマルガムは、一部容器を含む重量が報告されています。

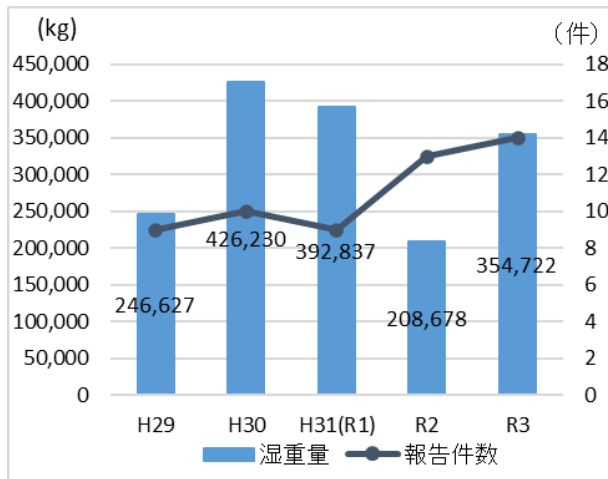


図2 非鉄金属製錬スラッジに関する
報告件数及び年度末管理量の推移

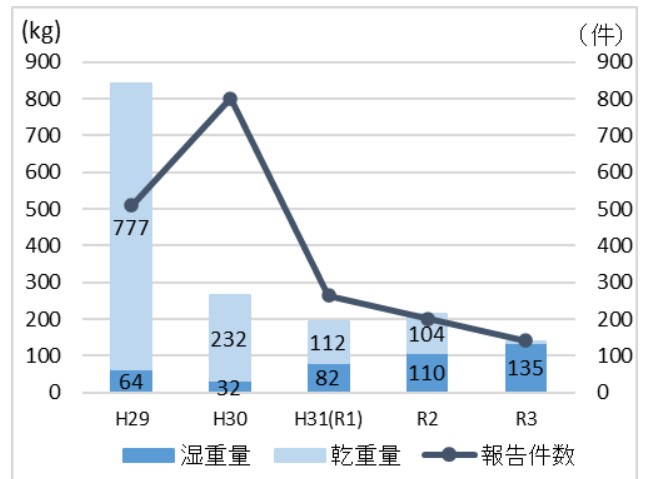


図3 歯科用アマルガムに関する
報告件数及び年度末管理量の推移

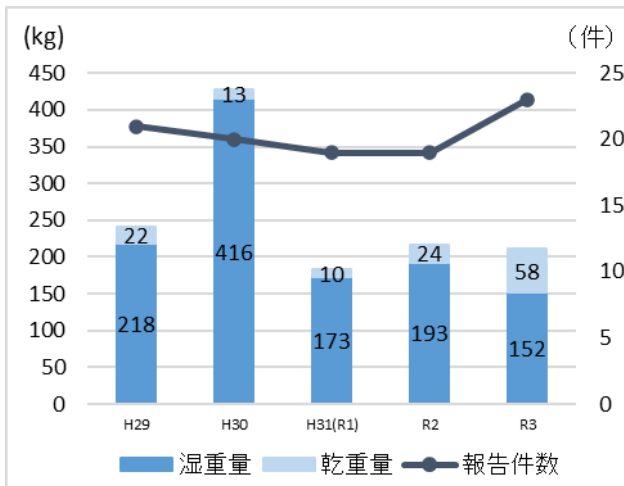


図4 分析用途で使用された水銀に関する報告件数及び年度末管理量の推移

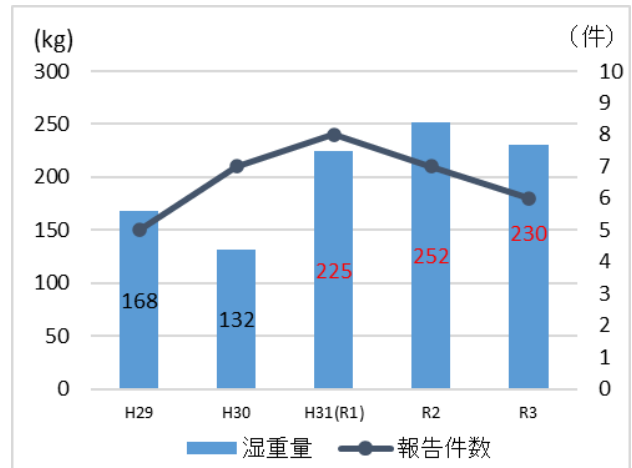


図5 製品から回収された水銀に関する報告件数及び年度末管理量の推移

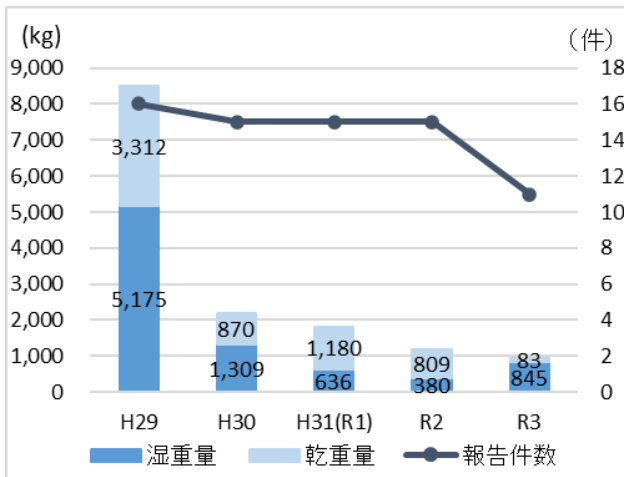


図6 酸化銀電池に関する報告件数及び年度末管理量の推移

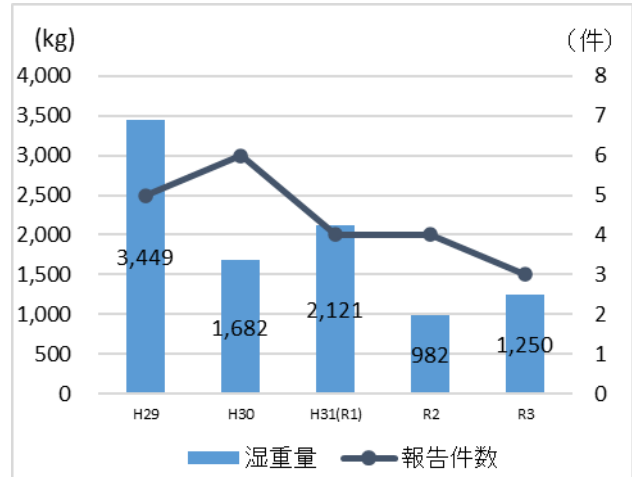


図7 その他の水銀含有再生資源に関する報告件数及び年度末管理量の推移

(2) 生じた量、譲り渡した量、処分作業を行った量等

①非鉄金属製錬スラッジ

非鉄金属製錬スラッジは、非鉄金属（銅、鉛、亜鉛など）を取り出すために鉱石を製錬する過程で発生する汚泥で、水銀のほか、有用金属も含んでいる場合があります。有用金属を回収するため、当該スラッジが非鉄金属製錬事業者から水銀回収業者に運搬され、まず水銀が回収されます。その後、水銀が回収された後の残さ（水銀含有再生資源ではない再生資源）が、非鉄金属製錬事業者に戻されて有用金属の回収に用いられます。このような非鉄金属製錬スラッジは水銀含有再生資源に該当します。

令和3年度の報告対象期間内に新たに水銀含有再生資源として生じた非鉄金属製錬スラッジ量は、計 1,349,710 kg（湿重量）でした。また、水銀の回収作業が行われたスラッジ量は計

1,203,666 kg（湿重量）でした。これらに関する平成29年度報告からの推移は図8及び図9のとおりです。

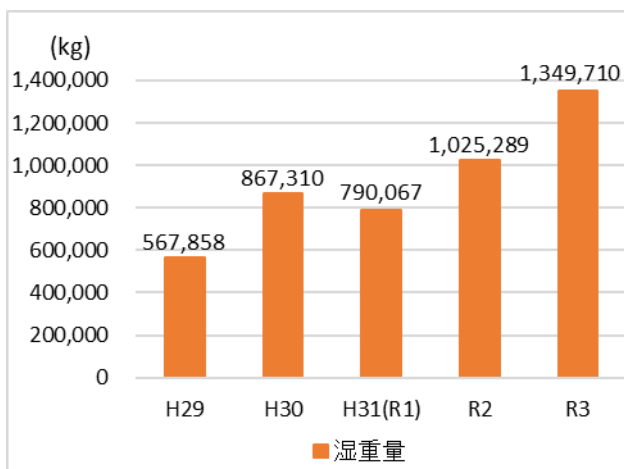


図8 新たに水銀含有再生資源として生じた非鉄金属製錬スラッジ量の推移

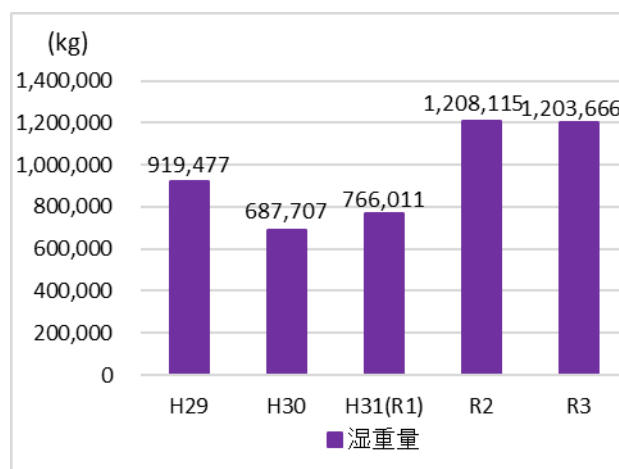


図9 水銀の回収作業が行われた非鉄金属製錬スラッジ量の推移

②歯科用アマルガム

歯科用アマルガムは、虫歯等によってできた歯のくぼみを充填するための材料で、水銀とその他の金属（銀、銅、スズなど）を混ぜ合わせて作られます。現在はアマルガムの代替材料が普及し、我が国において歯科用アマルガムが新たに充填されることはほぼなくなりましたが、不要になったアマルガムが歯科診療所等で保管されている場合があります。また、これらのアマルガムから有用金属を回収するため、貴金属リサイクル事業者が歯科診療所等からアマルガムを譲り受ける場合があります。このような歯科用アマルガムは、水銀含有再生資源に該当します。

令和3年度の報告対象期間内に新たに水銀含有再生資源として生じた歯科用アマルガム量は、計63 kg（乾重量）でした。また、歯科診療所等が貴金属リサイクル事業者に譲り渡した量は計21 kg（湿重量）及び計68 kg（乾重量）²でした。これらに関する平成29年度報告からの推移は図10及び図11のとおりです。

² 報告のあったすべての事業者の「譲り渡した量」を集計した値。歯科診療所が貴金属リサイクル業者に譲り渡した報告値と譲り受けた貴金属リサイクル事業者が別の貴金属リサイクル事業者へ譲り渡した報告値が含まれているため、重複があります。歯科診療所が報告した貴金属リサイクル業者に譲り渡した量は52 kg（乾重量）でした。

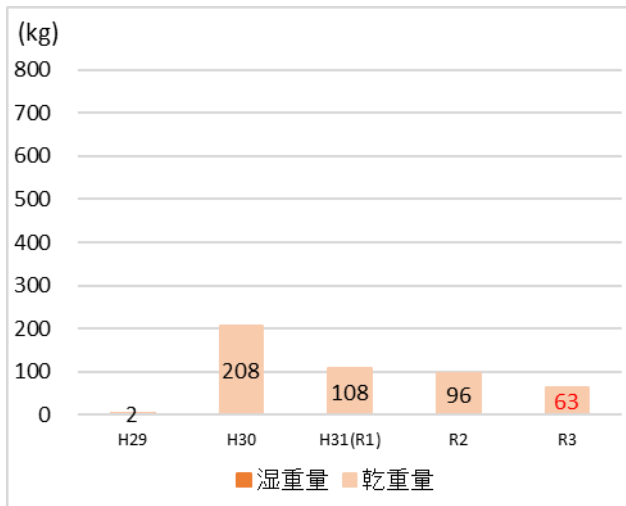


図 10 新たに水銀含有再生資源として生じた
歯科用アマルガム量の推移

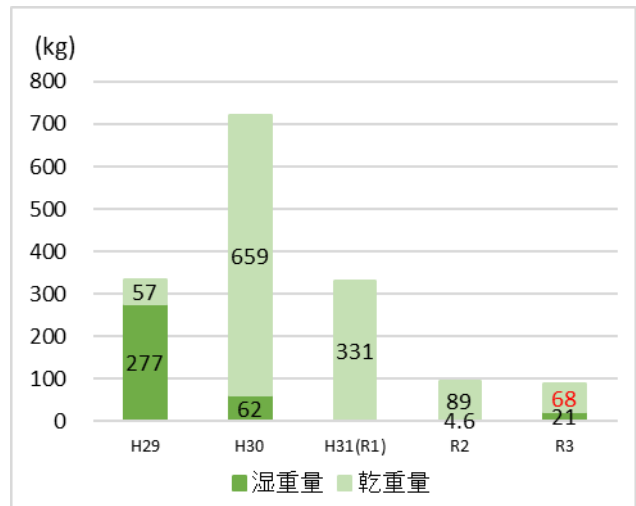


図 11 譲り渡した歯科用アマルガム量の推移

③分析用途で使用された水銀

水銀が分析用途で使用される場合、使用された水銀には試料の成分が付着します。この水銀を再生利用するため、分析機器から使用済みの水銀を回収し精製する場合がありますが、そのような精製前の水銀は水銀含有再生資源に該当します。

令和 3 年度の報告対象期間内に新たに分析機器から回収され、水銀含有再生資源として生じた精製前の水銀量は、計 989 kg (湿重量) 及び計 363 kg (乾重量) でした。また、精製作業が行われた量は計 1,055 kg (湿重量) 及び計 59 kg (乾重量) でした。これらに関する平成 29 年度報告からの推移は図 12 及び図 13 のとおりです。

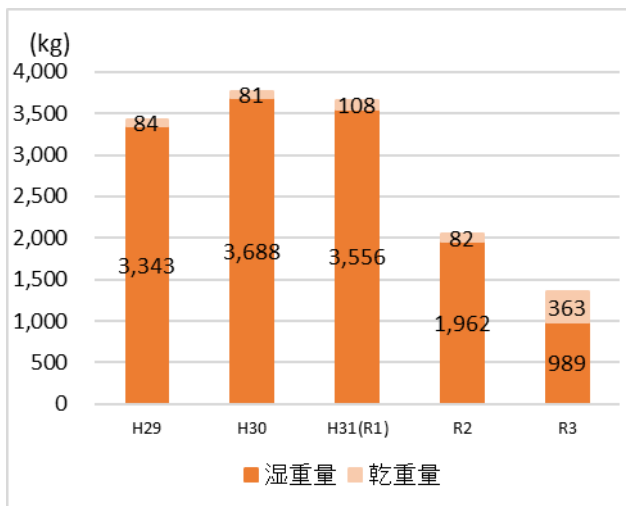


図 12 新たに水銀含有再生資源として生じた
分析用途で使用された水銀量の推移

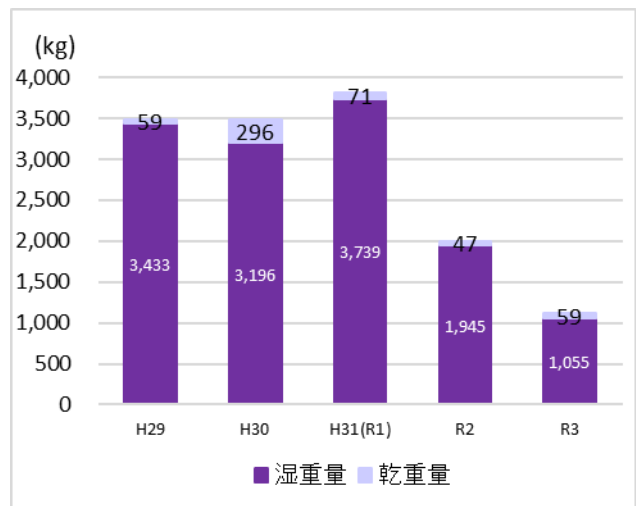


図 13 精製作業が行われた
分析用途で使用された水銀量の推移

④製品から回収された水銀

気圧計等の製品に充填された水銀を再生利用するため、当該製品から回収した水銀を精製す

る場合がありますが、そのような精製前の水銀は水銀含有再生資源に該当します。

令和3年度の報告対象期間内に新たに製品から回収され、水銀含有再生資源として生じた水銀量は、計306 kg（湿重量）でした。また、精製作業が行われた量は計28 kg（湿重量）³でした。これらに関する平成29年度報告からの推移は図14及び図15のとおりです。

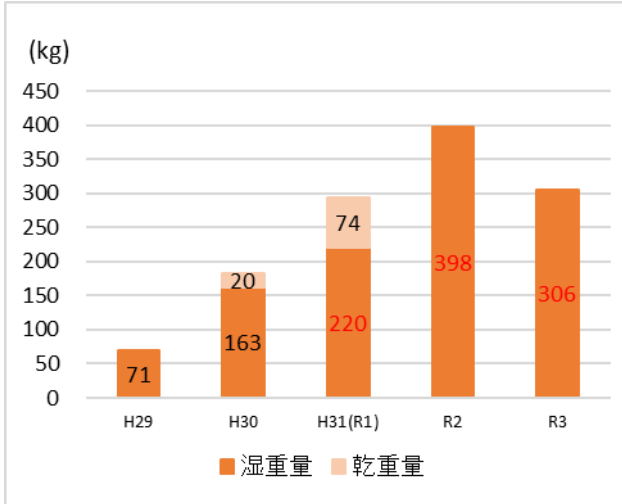


図14 新たに水銀含有再生資源として生じた製品から回収された水銀量の推移

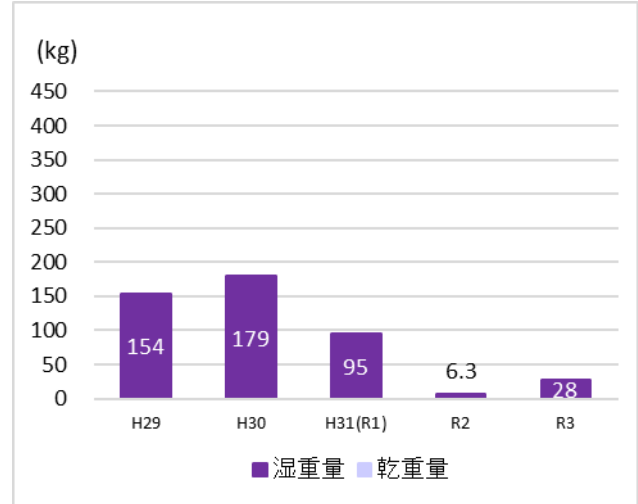


図15 精製作業が行われた製品から回収された水銀量の推移

⑤酸化銀電池

酸化銀電池は、正極に酸化銀、負極に亜鉛を使用した一次電池で、過去に国内で製造されたものや海外から輸入されるものの一部に水銀が含まれている場合があります。水銀を含む酸化銀電池から銀や亜鉛を回収する目的で、貴金属リサイクル事業者が酸化銀電池を取り扱う時計屋等から酸化銀電池を譲り受ける場合がありますが、そのような酸化銀電池は水銀含有再生資源に該当します。

令和3年度の報告対象期間内に処分作業（銀、亜鉛回収）が行われた酸化銀電池量は、計1,565 kg（湿重量）⁴でした。また、年度末に管理されていた量は、計845 kg（湿重量）及び計83 kg（乾重量）でした。これらに関する平成29年度報告からの推移は図16及び図17のとおりです。ただし、報告された酸化銀電池の全てに水銀が含まれているわけではないことに留意が必要です。

³ 報告のあったすべての事業者の「処分作業を行った量」を集計した値。処分作業を自ら行った又は委託した事業者からの報告値のみで重複はありません。

⁴ 報告のあったすべての事業者の「処分作業を行った量」を集計した値。処分作業を自ら行った又は委託した事業者からの報告値のみで重複はありません。

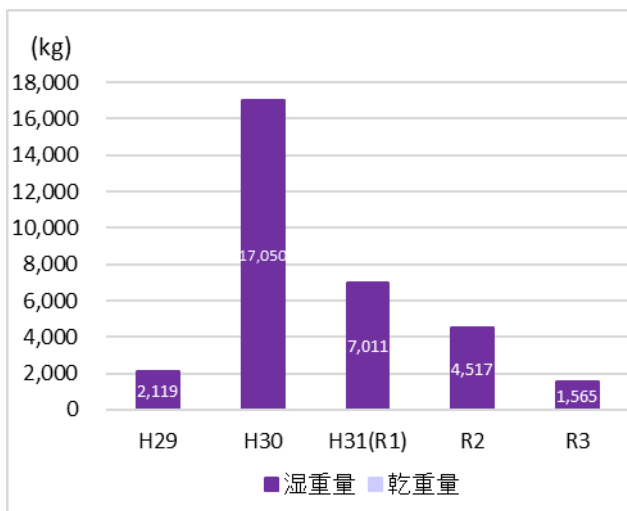


図 16 処分作業が行われた酸化銀電池量の推移

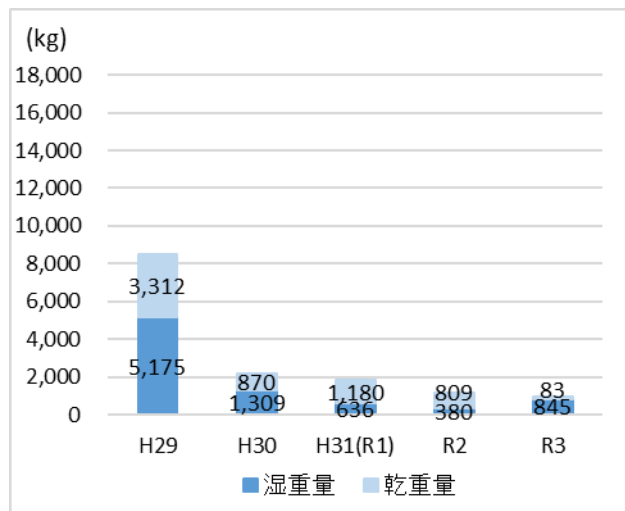


図 17 酸化銀電池の年度末管理量の推移

⑥その他の水銀含有再生資源

令和3年度の報告対象期間内に新たに水銀含有再生資源として生じたその他の水銀含有再生資源量は、計7.2 kg（湿重量）でした。また、処分作業が行われた量は、計2,796 kg（湿重量）でした。これらに関する平成29年度報告からの推移は図18及び図19のとおりです。

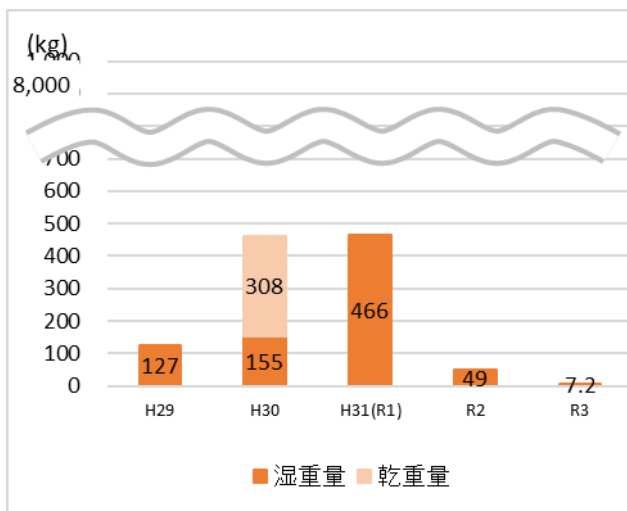


図 18 新たに水銀含有再生資源として生じたその他の水銀含有再生資源量の推移

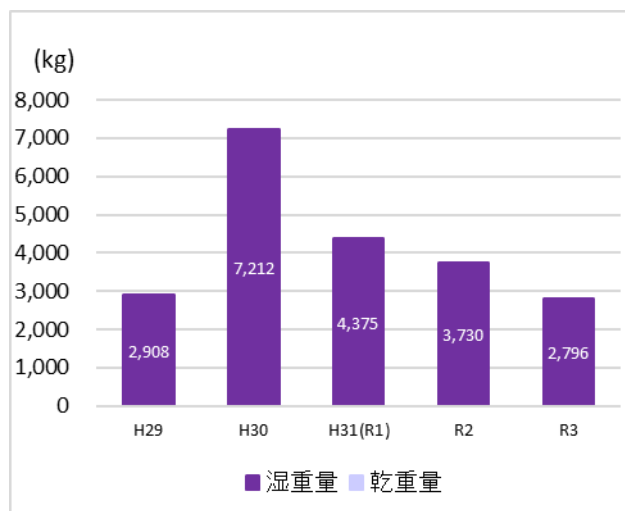


図 19 処分作業が行われたその他の水銀含有再生資源量の推移

(3) 廃棄物となった量

水銀含有再生資源の各種類について、報告対象期間内に廃棄物となった量は表2のとおりです。

表 2 報告対象期間内に廃棄物となった水銀含有再生資源の量（令和3年度）

	非鉄金属製錬スラッジ	歯科用アマルガム	分析用途で使用された水銀	製品から回収された水銀	酸化銀電池	その他	合計
報告件数 (件)	0	0	2	0	0	1	3

		非鉄金属 製錬スラッジ	歯科用 アマルガム	分析用途 で使用され た水銀	製品から 回収され た水銀	酸化銀 電池	その他	合計
		(0 %)	(0 %)	(67 %)	(0 %)	(0 %)	(33 %)	(100 %)
廃棄物と なった量 (kg)	湿重量	—	—	23	—	—	950	973
	乾重量	—	—	126	—	—	—	126

注：パーセンテージの合算値は四捨五入の関係で合計と異なる場合があります。

(4) 「指針に基づき実施した取組等」の実施状況

水銀含有再生資源の管理者は、指針に基づき、水銀含有再生資源を環境上適正に管理することが求められています。水銀含有再生資源の管理に関する環境汚染防止措置（別紙参照）の実施報告件数は図 20 のとおりです。なお、「譲渡・委託先への情報提供」は、水銀含有再生資源を譲渡する場合や、保管、運搬又は処分作業を他者に委託する場合に必要となる措置であり、全ての水銀含有再生資源管理者に求められる措置ではありません。

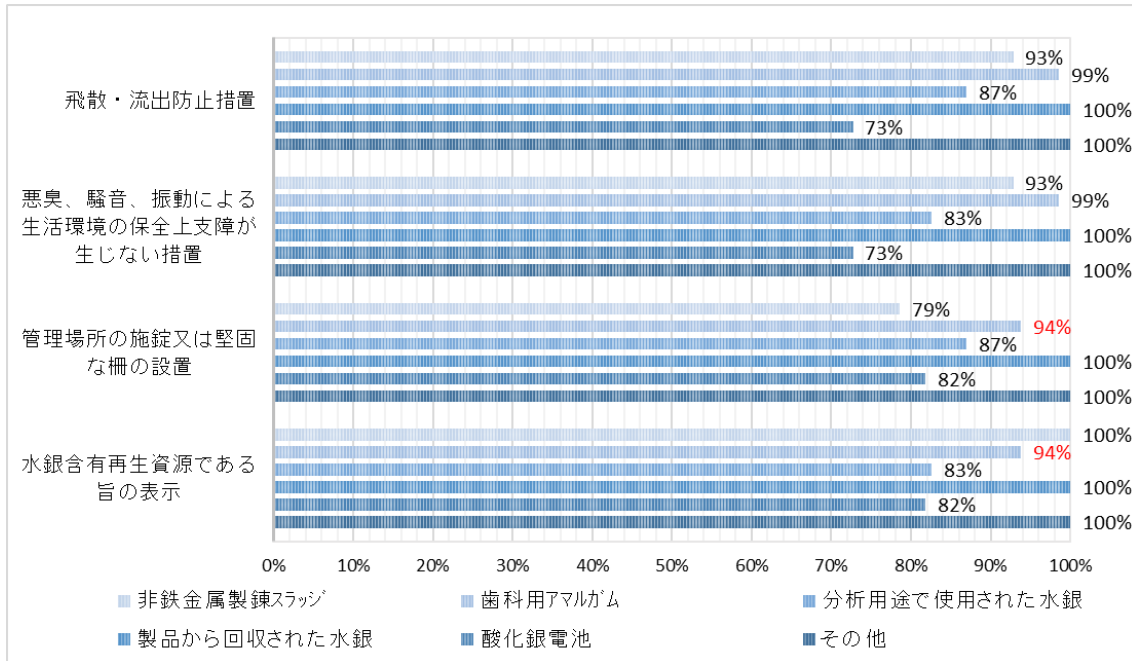


図 20 水銀含有再生資源の管理に関する環境汚染防止措置の報告件数（令和3年度）

その他の環境汚染防止措置として、例えば、以下のような取組が実施されていました。

- 社内研修及び社内勉強会（23 件）
- 水銀含有再生資源の管理に関する手順書等の作成（4 件）
- 安全データシート（SDS）及び毒物劇物譲渡書の作成（5 件）
- 定期点検（1 件）

(別紙) 水銀含有再生資源の管理者に求められる環境汚染防止措置

第一 管理（保管、運搬又は処分作業の実施）に共通する事項

1. 水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにすること。
2. 水銀含有再生資源の管理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
3. 水銀含有再生資源の保管、運搬又は処分作業（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IVBに掲げる処分作業をいう。）を他の者に委託するときは、その委託する相手方において1、2及び本項に掲げる措置と同等の措置及び保管を委託する場合にあっては第二に掲げる措置と同等の措置が講じられるよう、その相手方に対し、必要な情報を提供すること。
4. 水銀含有再生資源を譲渡するときは、その譲渡する相手方に対し、その譲渡するものが水銀含有再生資源である旨の情報を提供すること。

第二 保管に関する事項

1. 水銀含有再生資源の容器は、水銀含有再生資源が飛散し、又は流出するおそれのないものとする。
2. 水銀含有再生資源の容器及び水銀含有再生資源を保管する場所に、保管するものが水銀含有再生資源である旨を表示すること。
3. 水銀含有再生資源を保管する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
4. 水銀含有再生資源を保管する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。

(出典：水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針)